

◎ 申告に必要な書類

申告の必要性(◎=所得税の確定申告が必要 ○=町県民税申告が必要 ×=申告不要)

所得等の状況		申告の必要性	必要なもの	備 考
自営業者	所得税が課税される方	◎	所得及び控除を証明するもの	所得税の確定申告(※1)が必要です。確定申告書の2枚目が町県民税用となっております。税務署から西原町役場に提供されますので町県民税の申告は不要です。
	所得税が課税されない方(所得額が控除額よりも低い方)	○	所得及び控除を証明するもの	町県民税申告が必要です。ただし売上高が1千万円を超える場合は消費税の申告対象となりますので税務署(確定申告会場)で確定申告してください。
給与所得のみの方	職場から給与支払い報告書(源泉徴収票)が役場に提出されている方	×		(職場で年末調整している方) 職場から報告があり、年末調整(※2)している方は申告不要です。(ただし、年末調整に反映されない医療費控除(※3)等がある場合は、申告することで所得税の還付があり、町県民税の税額も変わります。)
		◎(×)	源泉徴収票・預金通帳・印かん・諸控除の領収書等	(職場で年末調整していない方) 確定申告が必要です。申告をすることで所得税を精算し、追徴や還付を受けます。(控除申告することがなく、源泉徴収税額が0円で所得税が非課税(※4)の方は申告不要です。)
	○(◎)	源泉徴収票・諸控除の領収書等	町県民税申告(所得税がかかる場合は確定申告)が必要です。	
住宅ローン控除のある方	平成21～24年中に入居して所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方	◎	源泉徴収票・住宅借入金等特別控除額の計算明細書・住民票の写し・売買契約書・登記事項証明書・住宅ローンの年末残高証明書・印鑑等	平成21～24年中に入居して所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、1年目は税務署(※役場での受付は行っていません。)で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。2年目以降は、年末調整または確定申告の際に、所得税の住宅ローン控除を申請していれば、町県民税においても自動的に住宅ローン控除が適用されますので、役場への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要となります。
	平成11～18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方	○(◎)	源泉徴収票(住宅借入金等特別控除可能額が記入されているもの)・預金通帳・印かん等	平成18年末までに入居して所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、従来どおり町県民税の住宅ローン控除の申告をする方法としない方法があります。(※5) ※ 申告場所は、確定申告書を提出する場合は税務署が設置する申告会場、給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない場合は西原町が設置する申告会場となります。
公的年金収入のみの方	65歳以上で年金収入148万円未満の方・65歳未満で年金収入98万円未満の方	×		日本年金機構から報告があり、非課税の範囲ですので申告は不要です。
	上記以外の年金収入の場合	◎(×)	公的年金等の源泉徴収票・預金通帳・印かん・諸控除の領収書等	確定申告(所得税がかからない場合は町県民税申告)が必要です。社会保険料控除・医療費控除等を申告することで所得税の還付があったり、町県民税が下がることがあります。源泉徴収額が少ないと追徴になる場合もあります。(控除申告することがなく、源泉徴収税額0円で所得税が非課税の方は申告不要です。)
所得が複数ある方(給与と不動産所得など)	2ヶ所以上から給与があり、合算して年末調整していない方	○(◎)	所得及び控除を証明するもの	所得を合計することで課税額が異なってきます。町県民税申告(所得税がかかる場合は確定申告)が必要です。
	無収入の方	○	学生証・障害者手帳等	所得証明書発行等のために申告が必要です。申告書裏面の「前年収入がなかった方」の欄に記載して提出してください。 学生の場合…学生証を添付してください。 障害者の場合…障害者手帳等を添付してください。 主婦・無職の場合…裏面記載のみでよろしいです。
収入のない方	無収入の方	×		20歳未満で所得のない方、また西原町に扶養者がいて年末調整や確定申告で被扶養者として報告されている方は申告が不要です。

- (※1) 確定申告…個人所得にかかる税には所得税と町県民税所得割がありますが、所得税の申告のことで、確定申告をすれば町県民税申告を兼ねることができます。
申告場所は税務署が設置する確定申告会場(浦添市産業振興センター・結の街)です。
- (※2) 年末調整…給与支払徴収義務者(職場)が年末に源泉徴収額から生命保険料控除・損害保険料控除・扶養控除等を反映し、所得税を精算することです。
- (※3) 医療費控除…(支払った医療費の額－保険金などで補てんされる金額)－(10万円が「所得金額の5%」のいずれかが少ない方の金額)で計算して控除されます。10万円以上もしくは「所得の5%」以上の医療費がある場合に適用されます。
- (※4) 所得税が非課税…所得額<所得控除額の場合は非課税です。控除がない場合は、給与収入103万円以下、年金収入(65歳以上の場合)158万円以下、年金収入(65歳未満)108万円以下の場合は所得税はかかりません。
- (※5) 次の条件に当てはまる方は、従来どおり「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告されると、控除額が大きくなる可能性があります。

- 変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける方
- 課税総所得金額のほかに課税退職所得金額などがある方
- 課税山林所得金額がある方

町県民税についてのお問い合わせ
総務部税務課・町県民税係
TEL 098-945-4729 内142 FAX 098-946-6086

平成25年度 町県民税(兼国民健康保険税)の申告について

日頃から町の税務行政にご協力いただきありがとうございます。今年も町県民税の申告時期がやってきました。この申告は平成25年度の町県民税、国保税の課税資料となります。

町県民税の申告がありませんと…

- 所得証明書等が発行できない。
- 国民健康保険税の軽減措置が受けられない。
- 国民健康保険高額療養費の自己負担額の減額措置が受けられない。
- 国民年金の免除申請および各種福祉手当の受給手続きができない。

…等の不利益をこうむる場合があります。 町民のみなさまのご協力をお願いします。

◎申告の受付期間 **2月18日(月)～3月15日(金) (但し土曜・日曜を除く)**
※3月10日(日)は受付を行います。

◎申告の受付場所 **西原町役場 第5庁舎会議室**
※申告受付会場は1ヶ所のみになります。

◎申告の受付時間 **午前9時～午後4時 (※午前11時30分～午後1時30分を除く)**

混雑を避けるために、できるだけ指定された行政区での申告をお願いします。なお、指定日に都合の悪い場合は他の行政区の受付日に申告してください。例年、3月12日から15日の4日間は大変混み合います。お早めに申告されますようご協力をお願いします。

受付年月日	指定行政区	受付時間	場 所
2月18日(月)	幸地・幸地高層住宅・幸地ハイツ	午前9時 ～ 午後4時 ※午前11時30分 ～ 午後1時30分を除く	西原町役場 第5庁舎 会議室
2月19日(火)	棚原・坂田・坂田高層住宅		
2月20日(水)	上原・千原・森川		
2月21日(木)	翁長・徳佐田		
2月22日(金)	池田・小波津団地		
2月25日(月)	与那城・西原ハイツ		
2月26日(火)	兼久・平園・東崎		
2月27日(水)	我謝・安室・桃原		
2月28日(木)	小波津・県営西原団地・美咲		
3月1日(金)	津花波・呉屋・西原台団地		
3月4日(月)	内間・県営内間団地・小橋川		
3月5日(火)	小那覇・掛保久・嘉手苅		
3月6日(水)	全行政区		
3月7日(木)			
3月8日(金)			
3月10日(日)			
3月11日(月)			
3月12日(火)			
3月13日(水)			
3月14日(木)			
3月15日(金)			

●申告の閉庁日対応について●
日曜日実施…3月10日(日)に西原町役場第5庁舎会議室で実施します。

◎ 申告に必要な書類

1. 申告書(送付されていない場合は総務部税務課窓口または申告会場にあります。)
2. 印鑑(認印も可)
3. 平成24年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票・給与収入証明書・収支明細書・その他帳簿等)
4. 社会保険料(※)・生命保険料等の支払証明書等(平成24年中に支払ったもの)
(※国民健康保険税、後期高齢者医療(長寿医療)保険料、国民年金保険料控除証明書・生命保険料控除証明書等)
5. 障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける方)
6. 医療費の領収書(医療費控除を受ける方)(社会保険事務所・共済組合・市町村役所及び保険会社から医療費の補てんがある場合には、その金額が分かる書類)
7. その他内容を確認する際に必要と思われるもの

◎ 申告の提出をしなくてもよい方

1. 税務署で確定申告書を提出する方
2. 収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方
3. 65歳以上(平成24年12月31日現在)で年金収入148万円未満の方、65歳未満(平成24年12月31日現在)で年金収入98万円未満の方

◎ 申告書の郵送について

申告書は前年に町県民税申告をした方、昨年20歳になった方、昨年転入者にのみ送付しています。転入者や中途退職者の方などは申告書が送付されていても申告不要の場合と、申告書が送付されていなくても申告が必要な場合があります。詳しくは左ページの表で確認してください。

(申告書が送付されていない場合は、総務部税務課窓口または会場に申告書を用意しています。ご利用ください。)

申告書は自主記載が原則です。申告がスムーズに行えるよう、事前の記入、証明書等の整理にご協力をお願いします。